

## 受験資格等に関するQ&A

Q 1	試験日3日前に5年間の業務従事期間が満たされる予定ですが、受験することができますか？
-----	--

A： 資格要件等を満たしている方が、試験日の前日までに所定の実務経験年数を満たすことが必要です。

試験日の前日までの期間を算入できますので、質問の場合、申し込み時には5年間の条件を満たしていませんが、試験日前日までに満たされるような場合は、「実務経験（見込）証明書」を提出してください。

なお、このような場合は、改めて「実務経験証明書」を提出していただくことになります。定められた日まで提出しない方は、試験が無効になりますのでご注意ください。

Q 2	業務従事日数は、8時間勤務でなければ1日として計算されないのですか？
-----	------------------------------------

A： 1日2時間勤務の非常勤等、1日の勤務時間が短い場合についても、1日勤務したものとみなして計算します。

Q 3	A施設で5年間（900日）介護福祉士として勤務した後転職し、現在はB施設で介護福祉士をしています。実務経験証明書はA施設のみ添付すればよいのでしょうか？
-----	--

A： 受験するには、受験申込日に実務経験の対象となる業務に従事している場合は勤務地が県内にあること、従事していない場合は住所地が県内にあることが必要です。実務経験証明書はA施設のみ添付してかまいませんが、現在の勤務地が県内であることを証明するため、B施設の在職証明書も添付してください。

Q 4	A施設で介護業務に2年間（400日）従事した後、いったん退職し、現在B施設での介護従事歴が4年間（760日）ありますが、受験資格はありますか？なお、介護福祉士資格をA施設在職中に取得しています。
-----	---

A： 実務経験の算定は、介護福祉士資格の登録日以降の実務経験のみを通算しますので、登録日より前の実務経験は通算できません。

したがって、この場合は資格（介護福祉士）登録後のA施設とB施設を通算した実務経験が5年以上かつ900日以上あれば、受験することができます。

なお、受験申込書提出の際には、A、Bそれぞれの施設からの「実務経験証明書」と、介護福祉士登録証の写しが必要になります。

Q 5	介護福祉士の資格を有していますが、「免許証または登録証の写し」は、「合格証」のコピーでよいのでしょうか？
-----	--

A： 社会福祉士・介護福祉士等の国家資格（法定資格）については、「登録」をもって当該資格の名称が使用できるので、登録しないものについては国家資格とはみなされません。

よって、「合格証・合格通知」ではなく必ず『登録証』のコピーを添付してください。

『登録証』がない場合は、当該資格の登録証発行機関に問い合わせる等、再取得の手続きをしてください。

なお、あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師は、合格をもって免許に登録することとなるので、合格証のみでも国家資格とみなします。

Q 6	4月1日から病院に勤務していますが、准看護師免許は同年5月12日の登録となっています。この場合、免許登録までの期間は実務経験に算入できますか？
-----	---

A： 「准看護師」として働くことができるのは、当該免許の登録日からであり、4月1日から5月11日までの間は実務経験に算入できません。

Q 7	看護師の資格を取得して4年になります。准看護師から引き続いて病院に勤務しているため、その期間を通算すると、5年以上（900日以上）になり、受験資格はあります。この場合、証明する書類としては、看護師の免許証（写し）だけを添付すればよいのでしょうか？
-----	---

A： 5年以上の実務経験期間中、資格を持って勤務していたことを証明する書類が必要です。よって、この場合は、看護師免許証だけでは5年に満たないので、准看護師免許証の写しもあわせて添付する必要があります。

Q 8	薬剤師の免許を持ち、製薬会社での開発・研究業務に8年間従事しています。この期間は実務経験に入りますか？
-----	---

A： 製薬会社での研究業務については、当該受験資格にかかる薬剤師業務には該当しません。（「要援護者に対する対人の直接的な援助」に含まれないため。）